



町有公用車貸出し制度について

地域の皆さんが実施する自主的な地域活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸出します。

《対象団体》

町内の自治会、行政区等の地域組織、その他公共の福祉の向上を目的とする団体

《対象となる活動》

地域の道路清掃、再生資源回収、防犯パトロール、その他公共の福祉の向上を目的とする地域組織による奉仕活動

《使用区域》

町内とします。

《貸出日》

土曜・日曜・祝日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時までを原則とします。

※貸出し時間外の使用についてはご相談ください。

また、災害などで緊急に使用する場合は貸出しを取り消す場合があります。

《貸出車両》

軽トラック（MT車）3台

青色防犯パトロール車（AT車）2台

※青色防犯パトロール車を使用する場合は、県警の講習を受講する必要がありますので、事前にご相談ください。

《費用》

無料とします。ただし、町の自動車損害保険で補てんできない車両の損傷または第三者への損害は、使用者または運転者の負担とします。

なお、燃料代についても無料としますが、使用中に給油が必要となった場合は、使用者の負担で補給をお願いします。